

建設工事等競争入札参加資格審査申請の受付について (令和5・6年度)

山口県玖珂郡和木町役場 企画総務課 財政係

和木町が発注する建設工事等の入札に参加しようとする方は、建設工事等入札参加資格審査申請を行う必要があります。令和5・6年度用の申請の受付を下記のとおり行いますのでお知らせします。

なお、本町では、役務・物品についての受付はしていません。

令和3・4年度との主な変更点及び特記事項

- ◆ 町税の納税証明書について、写し可としました。
- ◆ 測量、土木関係建設コンサルタント及び補償関係コンサルタントについて、条件により省略できる書類を追加しました。
- ◆ 変更届の様式について、町の様式を作成しました。
- ◆ 山口県様式では押印廃止となっていますが、和木町に提出する際は引き続き押印をしていただきますようお願いいたします。

◆ 新型コロナウイルス感染症等の影響により納税の猶予を受けられた方へ

提出書類のうち国税の納税証明書については、「納税証明書「その3の3」（又は納税証明書その3）」に代えて、「納税の猶予許可通知書」又は「納税証明書（その1）」を提出してください。町税については、滞納（未納）税額のないことの証明書に代えて、「徴収猶予許可通知書」を提出してください。

◆ 岩国税務署からのお知らせ

国税の電子納税証明書（PDF）をご活用ください。

請求はe-Tax ホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp/index.html>）から行えます。

詳しくは岩国税務署（0827-22-0111）までお問い合わせください。

1. 申請者の資格

申 請 区 分	申 請 者 の 資 格
建 設 工 事	申請業種について、建設業法第3条第1項の規定による許可を受け、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けている者 申請日時点で「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」が「加入」又は「適用除外」の者
公 共 測 量	測量法第55条第1項に規定する登録を受けている者
土木関係建設コンサルタント業務	営業を営んでいる者
建築関係建設コンサルタント業務	建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所の登録を受けている者。ただし、建築設備（建築基準法第2条第3号に規定するものをいう。）に係る設計又は工事監理に関する業務を営む者については、この限りではない。
地 質 調 査	地質調査業者登録規程第2条第1項の登録を受けている地質調査業者
補償関係コンサルタント業務	営業を営んでいる者。ただし、業務に関し法律上登録を必要とするものにあつては、当該登録を受けているものに限る。 (例) 不動産の鑑定評価に関する法律第22条の規定により登録されている不動産鑑定業者 建築士法第23条第1項の規定により登録されている建築士事務所 土地家屋調査士法第8条の規定により登録されている土地家屋調査士

2. 申請書の区分

建設工事と公共測量、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査、補償関係コンサルタント業務（以下「測量、建設

コンサルタント等」という。)とは区分して申請することとなるので、同一企業が建設工事と測量、建設コンサルタント等の入札参加を希望する場合は、別々に申請書を提出してください。

3. 提出期間

◆ 当初申請 令和5年2月1日(水)～令和5年2月28日(火)

◆ 追加申請 (上記期間までに申請できなかった場合)
令和5年4月1日から随時受け付けます。

4. 提出方法

持参又は郵送による受付とします。

◆ 持参の場合

受付時間 午前9時00分～午後5時00分(土日祝日を除く)

◆ 郵送の場合

- ・ 期限末日の消印のあるものまで有効
- ・ 封筒に「建設工事等入札参加資格審査申請書在中」と記入してください。
- ・ 書類不備は受付を保留します。書類不備の場合は、3月10日までに書類を補正し、提出してください。
- ・ 受付済書が必要な方は、返信用はがき又は返信用封筒(宛名記入し、切手を貼りつけたもの)を同封してください。

5. 提出先および問い合わせ先

〒740-8501 山口県玖珂郡和木町和木1丁目1番1号

和木町企画総務課(役場2階) TEL 0827-52-2135 FAX 0827-52-5313

6. 提出部数

- ・ 提出部数は1部とします。
- ・ 紙ファイル(A4・色指定なし)に綴じ、その申請ファイルの表紙・背表紙に社名を記入してください。

7. 提出書類一覧

- ・ 下記の表の様式番号中、「県」とあるものは、山口県に申請する場合の様

式で、必要箇所を「和木町」に修正し、使用してください。

【参考】建設業関係要綱・様式ダウンロードについて - 山口県ホームページ

URL: <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/126/23464.html>

※②競争入札参加資格審査申請書は、国土交通省地方整備局に申請する場合の様式を使用することもできます。

・暴力団排除に関する誓約書（第12号様式）については、別添の町独自様式を使用してください。

《建築工事》

番号	申請書等	様式番号	備考
①	入札参加資格審査総括表	県第13号（その2）	
②	競争入札参加資格審査申請書	県第1号（その1）	要押印
③	許可証明書又は許可通知書の写し	—	
④	営業所一覧表	県第2号	任意様式可
⑤	建設工事等経歴書	任意様式	
⑥	技術者名簿及び経歴調書	任意様式	
⑦	納税証明書（町税）	—	町内に営業所がある場合のみ・写し可
⑧	納税証明書（国税）	—	写し可
⑨	商業登記簿謄本	—	法人のみ・写し可
⑩	誓約書	県第3号	個人のみ・要押印
⑪	経営規模等評価結果・総合評定値通知書の写し	—	
⑫	使用印鑑届	任意様式	要押印
⑬	代理権限を証する書面（委任状）	任意様式	要押印
⑭	暴力団排除に関する誓約書	町第12号	要押印

《測量、建設コンサルタント等》

番号	申請書等	様式番号	備考
①	入札参加資格審査総括表	県第13号（その3）	
②	競争入札参加資格審査申請書	県第1号（その2）	要押印
③	測量法第55条の8第1項の規定に基づく書類の写し（2年分）	—	測量業者のみ
④	現況報告書の写し（2年分）	—	コンサル業者のみ
⑤	登録証明書	—	写し可
⑥	営業所一覧表	県第2号	任意様式可

⑦	公共測量等経歴書	任意様式	
⑧	技術者経歴書	任意様式	
⑨	納税証明書（町税）	—	町内に営業所がある場合のみ・写し可
⑩	納税証明書（国税）	—	写し可
⑪	商業登記簿謄本	—	法人のみ・写し可
⑫	誓約書	県第3号	個人のみ・要押印
⑬	使用印鑑届	任意様式	要押印
⑭	代理権限を証する書面（委任状）	任意様式	要押印
⑮	暴力団排除に関する誓約書	町第12号	要押印

8. 申請書及び添付書類

《建設工事》

① 入札参加資格審査申請総括表

県第13号様式（その2）（県外建設業者用）

② 競争入札参加資格審査申請書 ※押印すること。

県第1号様式（その1）（建設業者の場合）

③ 許可証明書又は許可通知書の写し

許可の更新手続中の場合は、許可証明書又は許可通知書の写しと許可更新申請書（提出先の受付印のあるもの）の写しを併せて提出してください。

④ 営業所一覧表 県第2号様式（任意様式可）

⑤ 建設工事等経歴書（任意様式可）

申請日の直前2年間において請け負った工事等（未完了のものを含む）について主なものを記入してください。

⑥ 技術者名簿及び技術職員実務経歴調書（任意様式可）

経営事項審査時に提出される「技術職員名簿」および「技術職員実務経歴調書」の写しに、申請日現在で変更等があれば、加筆してください。任意様式での作成でもかまいません。

⑦ 納税証明書（町税）※申請日以前3ヶ月以内に証明されたもの【写し可】

和木町内に本店又は営業所等を置く場合は、固定資産税、軽自動車税、法人町民税、個人町民税等の納税証明書（全税目についての未納がないことを証する納税証明書）を添付してください。和木町に納付義務のない

い場合は、町税の納税証明書は不要です。

- ⑧ **納税証明書（国税）** ※申請日以前3ヶ月以内に証明されたもの【写し可】
法人税（所得税）並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことを証する納税証明書又は納付すべき額及び納付済額を証する納税証明書）を添付してください。
- ⑨ **商業登記簿の謄本** ※申請日以前3ヶ月以内に証明されたもの【写し可】
申請者が法人の場合に添付してください。
- ⑩ **誓約書（県第3号様式）** ※押印すること。
申請者が個人の場合に添付してください。
- ⑪ **経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し**
（雇用保険・健康保険・厚生年金保険が「加入」又は「適用除外」となっているもの）
建設業法第27条の23の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事から通知を受けた最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを添付してください。
なお、この通知書により社会保険等の加入状況の確認をあわせて行います。
- ⑫ **使用印鑑届（任意様式可）** ※押印すること。
町外の申請者で支店長等に代理権を与えた場合には、委任先の使用印を届け出てください。
- ⑬ **代理権限を証する書面（委任状）（任意様式可）** ※押印すること。
- ⑭ **暴力団排除に関する誓約書（町第12号様式）** ※押印すること。
この様式のみ町独自様式となります。

《測量、建設コンサルタント等》

- ① **入札参加資格審査申請総括表**
県第13号様式（その3）（測量、建設コンサルタント等業者用）
- ② **競争入札参加資格審査申請書** ※押印すること。
県第1号様式（その2）（測量、建設コンサルタント等業者の場合）
- ③ **測量法第55条の8第1項の規定に基づく書類の写し（2年分）**
測量業者は、必ず添付してください。
- ④ **現況報告書の写し（2年分）**

建設コンサルタント登録規定第2条による登録を受けている土木関係建設コンサルタント業者、補償コンサルタント登録規定第2条による登録を受けている補償コンサルタント業者及び地質調査業者は、必ず添付してください。土木関係建設コンサルタント及び補償関係コンサルタントで上記登録を受けていない場合は省略できます。

⑤ **登録証明書又は登録通知書の写し**

登録の更新手続中の場合は、登録証明書又は登録通知書の写しと更新申請書（提出先の受付印のあるもの）の写しを併せて提出してください。

⑥ **営業所一覧表**（**県**第2号様式）（任意様式可）

「③測量法第55条の8第1項の規定に基づく書類の写し」又は「④現況報告書の写し」を提出した場合は省略できます。

⑦ **公共測量等経歴書**（任意様式可）

申請日の直前2年間において請け負った業務等（未完了のものを含む）について主なものを記入してください。

「③測量法第55条の8第1項の規定に基づく書類の写し」又は「④現況報告書の写し」を提出した場合は省略できます。

⑧ **技術者経歴書**（任意様式可）

「④現況報告書の写し」を提出した場合は省略できます。

⑨ **納税証明書（町税）** ※申請日以前3ヶ月以内に証明されたもの【写し可】

和木町内に本店又は営業所等を置く場合は、固定資産税、軽自動車税、法人町民税、個人町民税等の納税証明書（全税目についての未納がないことを証する納税証明書）を添付してください。和木町に納付義務のない場合は、町税の納税証明書は不要です。

⑩ **納税証明書（国税）** ※申請日以前3ヶ月以内に証明されたもの【写し可】

法人税（所得税）並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことを証する納税証明書又は納付すべき額及び納付済額を証する納税証明書）を添付してください。

⑪ **商業登記簿の謄本** ※申請日以前3ヶ月以内に証明されたもの【写し可】

申請者が法人の場合に添付してください。

⑫ **誓約書**（**県**第3号様式） ※押印すること。

申請者が個人の場合に添付してください。

⑬ **使用印鑑届**（任意様式可） ※押印すること。

町外の申請者で支店長等に代理権を与えた場合には、委任先の使用印を届け出てください。

⑭ 代理権限を証する書面（委任状）（任意様式可） ※押印すること。

⑮ 暴力団排除に関する誓約書（町第12号様式） ※押印すること。

この様式のみ町独自様式となります。

9. 資格の有効期限

資格の有効期限は、当該資格が決定された日の翌日から令和7年3月31日までとします。

ただし、令和7年度の資格が決定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとします。

10. 資格事項の変更届

申請書を提出後、次の(1)から(8)までの事項について変更があった場合には、速やかに「競争入札参加資格審査事項等変更届」（和木町様式）を提出してください。

- (1) 許可（登録）番号又は許可（登録）年月日
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者の氏名
- (4) 主たる営業所・委任先営業所の名称又は所在地
- (5) 主たる営業所・委任先営業所の電話番号又はFAX番号
- (6) 代理人
- (7) 使用印鑑
- (8) 入札参加希望業種・登録部門
- (9) 資格の取り下げ

なお、新たに経営事項審査を受けた場合、経営規模等評価結果等通知書・総合評定通知書を入手後、その写しを速やかに提出してください。「競争入札参加資格審査事項等変更届」の提出は不要です。

◆ 添付書類

- (1) 許可（登録）番号又は許可（登録）年月日

許可（登録）通知書の写しを添付してください。

(2) 商号又は名称

法人である者に限り商業登記簿抄本【写し可】を添付してください。

(3) 代表者の氏名

個人の場合は、誓約書（☐第3号様式）及び暴力団排除に関する誓約書（☐第12号様式）を添付してください。

法人の場合は、商業登記簿抄本【写し可】及び暴力団排除に関する誓約書（☐第12号様式）を添付してください。

代理人を定めている場合は、代理権限を証する書面（委任状）（任意様式可）も必要です。

(4) 主たる営業所・委任先営業所の名称又は所在地

法人である者に限り営業所の名称又は所在地に変更があった場合は、商業登記簿抄本（写し可）を添付してください。

代理人を定めている場合で、主たる営業所又は委任先営業所に関する変更がある場合は、代理権限を証する書面（委任状）（任意様式可）も必要です。

(5) 主たる営業所・委任先営業所の電話番号又はFAX番号

添付書類は不要です。

(6) 代理人

委任状（任意様式）を添付してください。

(7) 使用印鑑

見積・入札・契約時の使用印鑑が変更になる場合は使用印鑑届（任意様式）を添付してください。

(8) 入札参加希望業種・登録部門

建設工事の場合は、建設業許可通知書の写しなど許可を受けている業種であることを証明する書類及び経営規模等評価結果等通知書・総合評定通知書を添付してください。

土木関係建設コンサルタント及び補償関係コンサルタントの場合は、登録（抹消）通知書の写しを添付してください。

(9) 入札参加資格の取り下げ

競争入札参加資格を取り下げる建設業の業種又は公共測量等の種類を記載してください。

廃業の際は、可能であれば廃業届の写しを添付すること。

1 1. 入札参加資格の承継承認申請

資格の認定後、次の(1)から(5)までに該当することとなった場合に、その承継人が、引き続き入札参加資格を承継することを希望するときは、新規に許可（登録）を受けた後、「競争入札参加資格承継承認申請書」（☐第10号様式）を提出してください。

- (1) 個人が死亡したときは、その相続人
- (2) 個人が法人を設立したときは、その法人
- (3) 個人又は法人が廃業したときは、その営業を譲り受けた者
- (4) 法人が合併したときは、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人
- (5) 個人又は法人が企業組合又は協業組合を設立したときは、その企業組合又は協業組合

なお、添付書類等、詳細については企画総務課までお問い合わせください。